限定承認公告

本籍奈良県葛城市葛木九二番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　平田　仁男

右被相続人は平成二十六年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年十二月十一日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県葛城市葛木九二番地四

相続財産管理人　平田　淳子

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、平成二十七年一月二十日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）、普通株主による種類株主総会及びシリーズA優先株主による種類株主総会の各特別決議に基づき、当社の定款の一部を変更して、当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得することができる旨の定め（以下、当該定めが付された普通株式を「全部取得条項付普通株式」という。）を設け、その上で、本臨時株主総会の特別決議に基づき、全部取得条項付普通株式を、平成二十七年一月二十七日（以下「効力発生日」という。）をもって、取得することにいたしました。

つきましては、当社普通株式に係る株券を所有する方は、効力発生日までに当社にご提出ください。

平成二十六年十二月二十二日

東京都千代田区神田岩本町一番地一四

ビジネスサーチテクノロジ株式会社

代表取締役　川邉　雄司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億七千五百万円減少し九億四千五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0080.html

平成二十六年十二月二十二日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

福岡天神インベストメント特定目的会社

取締役　中垣　光博

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十六億九千九十四万五千三百二十八円（ただし、第一号優先資本金につき金八億六千二百四十七万六千百二円、第二号優先資本金につき金八億二千八百四十六万九千二百二十六円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号六十頁に掲載されています。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

天神坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万三千八百十二口（ただし、第一号優先出資につき一万七千二百四十六口、第二号優先出資につき一万六千五百六十六口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

天神坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十五億五千五百二十七万七千五円（ただし、第一号優先資本金につき金十三億三百四十六万七千七百五十五円、第二号優先資本金につき金十二億五千百八十万九千二百五十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号六十頁に掲載されています。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

稲荷坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五万一千九十七口（ただし、第一号優先出資につき二万六千六十五口、第二号優先出資につき二万五千三十二口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

稲荷坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億三千百八十五万円（ただし、第一号優先資本金につき金三億七千三百二十五万円、第二号優先資本金につき金三億五千八百六十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号五十九頁に掲載されています。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

寄席坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一万四千六百三十七口（ただし、第一号優先出資につき七千四百六十五口、第二号優先出資につき七千百七十二口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

寄席坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億四千二百九十五万円（ただし、第一号優先資本金につき金一億二千八百六十五万円、第二号優先資本金につき金一千四百三十万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号五十九頁に掲載されています。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

聖坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二千八百五十九口（ただし、第一号優先出資につき二千五百七十三口、第二号優先出資につき二百八十六口）を消却することにいたしましたので、右消却に係る当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号

聖坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
一二	上	一一（終りから二）	二輪自動車	使用の過程にある二輪自動車
〃	〃	一〇（終りから九）～九	行為（以下この項において「改造等」という。）	変更を行い、当該改造等が行われた後初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける行為
〃	下	一六～一五	同項第四号に掲げる	変更を行った
〃	上	七（終りから）～一九	同項四号に掲げる	
〃	〃	一三	平成二十五年一月二十五日（号外第十五号）国土交通省告示第六十九号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示）（原稿誤り）	平成二十六年十一月二十日（号外第二百五十七号）公布国土交通省令第八十七号（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十九日付特第二七号　十二日付第二八七号九六ページ　達第二三九号一一二ページ

四ページ●同月二十日付特第二八号二ページ●同月二一ページ●同日付第二八八号一三六ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）